

(1) 電子調達の推進

平成30年度は、当面、電子入札と在来の紙方式による入札とが混在する状況を想定しつつ、民間事業者を対象とした政府の普及啓発活動の展開も勘案し、電子入札機能を利用した入札案件の拡大を図ることとする。

→ 平成30年度においては、電子入札を5件実施したが、このうち電子機能を利用した応札は1件のみであった。また、平成30年度下半期は、平成30年10月に行った院内のネットワークシステム更改の影響で電子調達システムを利用する環境が整わなかったことから電子入札を実施することができなかった。

なお、入札説明書の入手等については電子入札機能を利用するものの応札にはつながらないケースも多く、引き続き民間事業者を対象とした政府の普及啓発活動の展開も勘案しつつ、当院においてもシステム環境を整備の上、電子調達システムを活用していくことで民間事業者におけるシステムの利用促進が図られるよう努めることが重要と考えられる。

(2) 人事院の行う調達に関する情報を積極的に発信する

① 人事院の実施する調達に関する情報が、より多くの潜在的な応札者（応募者）によりの確に届くように、情報提供の方法や質・量を改善する。

② 入札説明書の取寄せ等調達プロセスにおいて人事院に接触のあった事業者等（障害者就労施設を含む。）から、任意のメール連絡先の登録を受け付け、新規調達案件（地方事務局等による調達を含む。）に係る情報をその都度配信するサービスを継続・拡大する。

→ 過去に同種や関連性のある案件で入札説明書を入手した業者や任意のメール連絡先登録業者などに対して入札公告の連絡をし、参加の慫慂を行った。

(3) 情報システムに係る調達に際して、仕様の必要性・妥当性をチェックする

すでに導入されている情報システムの改修等の役務は、当初その開発に携わった事業者に知的財産権の保護等構造的な有利性が認められる場合が多い。しかし、必ずしも全ての工程が他の事業者に委ねられないとは限らず、分割調達が可能な独立的要素があるケースもある。そこで、こうした役務の調達手続においても、仕様の内容や構成の必要性・妥当性をチェックするとともに、分割して調達することが可能・適当な部分がないかどうかという視点からの点検も怠らないようにする。

→ 情報システム関連の調達仕様書について、新規業者の参入障壁となっている項目はないか、切り離して発注できる業務はないかといった観点から確認を行った。

平成30年度においては分割して調達が可能な案件はなかった。

引き続き府省内全体管理組織（PMO）及びプロジェクト推進組織（PJMO）主導のもと、システム構築や改修の企画段階から仕様書の内容や構成の必要性・妥当性などについてチェックを行う。

(4) 引き続き「1者応札（応募）」解消に向けた取組を推進する

平成27年度に導入した「1者応札のためのチェックシート」を活用するとともに、効果や試行錯誤を踏まえた見直し・改良を柔軟に加えて、改善を行う。特に、それでも生じた1者応札（応募）事案に関しては、可能な限りで丁寧に実情の把握を行って、打開策の考案につなげる。

→ 1者応札の解消に向け引き続き調達原課に対し「1者応札のためのチェックシート」による点検を行わせるとともに、会計課においては辞退業者に対する辞退理由の聞き取りなどの取組を行い、1者応札の原因把握を行っているが、解消には結びついていない。余裕を持った調達期間の設定等実施可能な改善策を実行に移すことにより1者応札の解消に取り組む。

(5) 調達の公正性・透明性を高める観点から、競争的手続をさらに拡大する

検討対象である調達件数の47%を占める競争性のない随意契約について、引き続き一般競争契約等による調達の可能性を開拓する。例えば、調達案件の内容に

応じて、

- ・ 同種の少額調達案件を一括して入札にかけることにより、また、他機関の行う共同調達の機会を最大限に活用することにより、手続の競争性を高めることと併せて、調達経費を節減することにもつなげる。
- ・ 入札における「競争参加資格（全省庁統一資格）」（「A等級」から「D等級」までの格付け）の設定に当たっては、調達内容に応じた企業規模を勘案しつつ、許容される限り幅広く設定して、より多くの業者の参加を促すことにより競争性の拡大を図る。（併せて、中小企業の受注機会の拡大に資する。）

なお、随意契約によらざるを得ないと判断される調達については、今後も、当該判断の妥当性や合理的な理由の有無に係る随意契約審査委員会の審査手続を経ることにより、公正・適正な随意契約の締結を確保することとする。

- 入札資料作成の際の競争参加資格（等級）について、発注業務に影響がないか調達原課に確認を行った上で、原則、調達規模見合いの等級の上下2段階まで幅広く資格を認めている。一方、等級の幅を広げることにより中小企業の参加機会は広がるものの仕様の内容を十分に理解しないで参加してくる業者も見受けられ、参加機会の拡大を図るのであれば十分な説明を行う必要があると考えられる。

また、同種で同時期に調達予定であった少額調達案件について、一括して調達を行うことを検討し、実施した。

(6) 障害者就労施設からの調達を推進する

過去に障害者就労施設による受注実績のある、比較的小規模な印刷等の調達案件でも参加を得られなかったケースについて、その要因を分析するなどして、今後、手続的に適正な競争性を確保した上で、これら施設からの調達をいっそう拡大するための方策を講ずる。

- 調達実績の拡大を目指し、調達内容、調達数量を考慮しながら、新規障害者就労施設に対し積極的に情報提供や見積依頼を行い、公正な競争性を確保した上で、前年を上回る49件（前年22件）の調達を行った。

特に、地方機関(10機関)においては、前年度における調達実績がなかったが、積極的に働きかけを行った結果、新規に4機関で9件の調達に結びついた。

以 上